

会計年度任用職員の休暇制度

●年次有給休暇

	名称	制度概要	期間	取得単位
1	年次有給休暇	任用期間が1年以上、かつ週の勤務時間が1日以上の勤務を割振られる職員	1週間の勤務日数等に応じて定められた期間 (表1参照)	日又は時間

※残日数を翌年度へ繰越可

●年次有給休暇以外の休暇【有給】

	名称	制度概要	期間	取得単位
1	公民権行使	選挙権等の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	日又は時間
2	官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	日又は時間
3	現住所の滅失等	災害等により現住所が滅失等した場合	7日の範囲内の期間	日又は時間
4	出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間	日又は時間
5	退勤途上	災害又は交通機関の事故等により退勤途上に進退の危険を回避する必要がある場合	必要と認められる期間	日又は時間
6	忌引	親族が死亡した場合で、葬儀・服喪その他必要な場合	親族別日数（遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数）以内（表2参照）	日又は時間
7	結婚休暇	結婚した場合	連続する5日の範囲内の期間	日
8	結婚休暇 (パートナーシップの関係)	他の者とパートナーシップの関係となったことを市長が認めた場合	連続する5日の範囲内の期間	日
9	妊産婦の休息・補食	妊娠中の女性職員が請求した場合で、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要と認められる時間	分
10	夏季休暇（※1）	夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間	日
11	出生サポート休暇（※2）	不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間（体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合は、10日の範囲内の期間）	日又は時間
12	産前休暇	6週間以内（多胎妊娠の場合には14週間）に出産予定の女性職員に与えられる休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合には14週間） 予定日以後出産の日までの期間を含む	日
13	産後休暇	出産した女性職員に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間	日
14	出産関連休暇（※2）	・男性職員が、配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められた場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及びパートナーシップの関係にあると市長が認めた者を含む） ・職員の子又は職員の子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められた場合	2日の範囲内の期間（当該出産に係る入院等の日から該当出産日の2週間後まで）	日又は時間
15	子の育児参加休暇（※2）	・配偶者等の出産に伴い、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間【出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から該当出産日の8週間後まで】	日又は時間
16	孫の育児参加休暇（※2）	・子又は子の配偶者の等の出産に伴い、当該出産に係る孫又は小学校就学の始期に達するまでの孫を養育する職員が、これらの孫の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間【出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から該当出産日の8週間後まで】	日又は時間
17	私傷病（※1）	公務外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間（1年度）（表3参照）	日又は時間

●年次有給休暇以外の休暇【無給】

	名称	制度概要	期間	取得単位
1	保育時間（休暇）	生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇	1日2回（各30分以内）	分
2	子の看護休暇（※2）	9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む）を養育する職員が、その子のけが、病気、予防接種、健康診断の場合の子の世話、感染症の伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園、卒園、入学の式典やそれに準ずる式典への参加が必要な場合に与えられる休暇	一の年度において5日（対象となる子が2人以上の場合は、10日）	日又は時間
2-2	孫の看護休暇（※2）	9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫（同居せず看護していない孫をやむを得ない理由で一時的に養育する場合を含む）を養育する職員が、その孫の看護等（子の看護休暇と同様）が必要な場合に与えられる休暇	一の年度において5日（対象となる子が2人以上の場合は、10日）	日又は時間
3	（短期）介護休暇（※2）	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	一の年度において5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は、10日）	日又は時間
4	介護休暇（※3）	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	通算して93日以内（3回まで分割可）	日又は時間
5	介護時間（※3）	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	1日につき2時間	分
6	生理日の就業困難	女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合	必要と認められる期間	日又は時間
7	妊産疾病	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守る場合	必要と認められる期間	日又は時間
8	公務上の傷病	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	日又は時間
9	骨髄等ドナー	骨髄又は末梢血管細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間	日又は時間
10	妊産婦の健康診査及び保健指導	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間	時間
11	妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤（交通機関）の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要と認められる時間	日又は時間

※1の休暇については、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している場合に取得できます。（1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

※2の休暇については、勤務日が週3日以上又は年121日以上である場合に取得できます。

※3の休暇については、次の①及び②のいずれも満たしている場合に取得できます。

①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。②6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること。

表1 年次有給休暇日数

1 週間の勤務日の日数 (任用期間が1年かつ週で勤務日数が定められている職員)		5日以上	4日	3日	2日	1日
任用期間の勤務日の日数 (上記以外の職員)		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続任用期間の初日から任用期間の末日までの期間	6月以下		5日	4日	2日	1日
	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	1年を超え2年以下	11日	8日	6日	4日	2日
	2年を超え3年以下	12日	9日	6日	4日	2日
	3年を超え4年以下	14日	10日	8日	5日	2日
	4年を超え5年以下	16日	12日	9日	6日	3日
	5年を超え6年以下	18日	13日	10日	6日	3日
	6年超	20日	15日	11日	7日	3日

※週の勤務時間が29時間以上の場合は、1週間の勤務日数が5日以上の欄を適用する。

表2 忌引日数

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

表3 病気休暇日数

1 週間の勤務日の日数 (1 年間の勤務日の日数)	休暇日数
5日(217日以上)又は週の勤務時間が29時間以上	10日
4日(169日から216日まで)	7日
3日(121日から168日まで)	5日
2日(73日から120日まで)	3日
1日(48日から72日まで)	1日